

許可地域の許可基準一覧

〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺 1-1-1



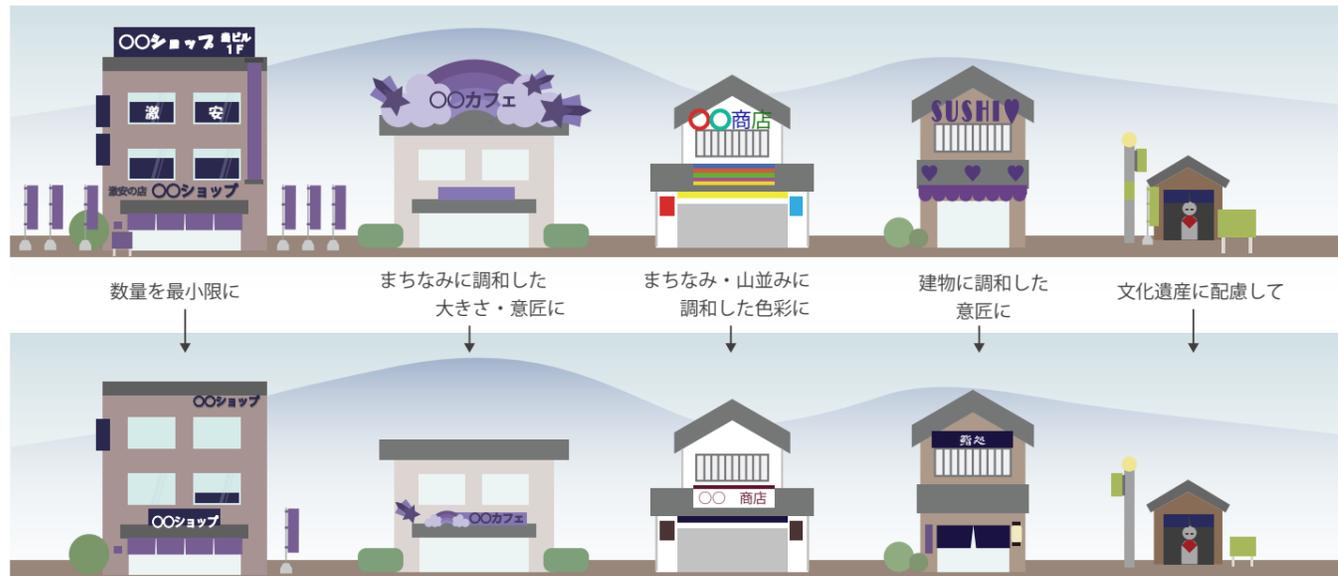
太宰府市 都市整備部 都市計画課
景観・歴史のまち推進係

TEL : 092-921-2121 Email : urban-planning@city.dazaifu.lg.jp

許可地域内で屋外広告物及び掲出物件を表示・設置する際は、**① 共通基準** 及び **② 個別基準** をお守りください。

① 共通基準（屋外広告物表示の方針）

- ・屋外広告物の数量は、集約化を図るなど、最小限にとどめること。
- ・屋外広告物の大きさ、高さ、形態意匠は、周囲のまちなみから突出しないこと。
- ・屋外広告物の色彩は、周囲のまちなみや山並みに調和したものとすること。
- ・建築物、工作物に付随する屋外広告物は、当該建築物、工作物との調和を図ること。
- ・文化遺産の周辺においては、文化遺産の見やすさや使いやすさに配慮し、できる限り非自家用広告物の設置を避けること。
- ・道路法、建築基準法等、市条例以外の法令の適用を受ける広告物にあっては、これらの法令の規定に適合させること。



【 共通基準のイメージ 】

【経過措置】

- ・本制度施行前から表示されている物件や、制度の改正後に新基準に不適合となる物件は、その物件を変更・改造するときまで引き続き表示できます。
- ・本制度施行前は許可申請不要で、本制度では許可申請を要するものは、その物件を変更・改造するときまで引き続き許可申請不要で表示できます。

【許可申請手続き不要の物件】

本地域では、次の①~③のいずれかに該当する屋外広告物は許可申請不要で表示できます。

※許可申請手続きの有無に関わらず、許可基準を順守してください。

- ① 自家用屋外広告物で屋外広告物の合計表示面積が 15 m² 以下の場合
- ② 管理用広告物で屋外広告物の合計表示面積が 5 m² 以下の場合
- ③ 次の a~ j のいずれかに該当する場合

①~③に該当しないものはすべて事前に申請が必要です

- a. 他法令の規定で表示義務があるもの
- b. 公共団体が公共目的で表示するもの
- c. 公職選挙法の規定により選挙運動のために表示するポスター、立看板等
- d. 冠婚葬祭・祭礼のため一時的に表示するもの
- e. 講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会等のため、会場敷地内に表示するもの
- f. 人、動物、自動車を除く車両、船舶等に表示するもの
- g. 政治団体が表示する簡易広告物等で、表示期間が1か月以内のもの
- h. 工事現場の板塀等に表示するもので、非営利のもの（工事期間中に限る）
- i. 公益施設等への寄贈者名等の表示で、物件面積の1/20以内かつ0.5 m²以内のもの（1個まで）
- j. 自動車の外装に表示するもので、次の①、②のいずれかに該当するもの
 - ① 市内に車庫登録しているもので、表示面積の合計が10 m²以内のもの（路線バスを除く）
 - ② 市外に車庫登録しているもので、当該地の屋外広告物制度に準拠したもの

この資料は許可地域の制限の概要をまとめたものです。

本制度では、この資料に記載の事項のほかにも「禁止広告物」「禁止物件」などの禁止事項があります。

また、屋外広告管理者の届出制度や広告物協定制度もあります。

この資料に記載していない詳しい内容は「太宰府市屋外広告物等に関する制度の手引き」をご確認ください。

② 個別基準

■ はり札・はり紙 許可期間：1月

S ≤ 1 m²

■ 広告幕 許可期間：1月

S ≤ 15 m²
※風圧に耐えるようしっかりと係留すること。

■ 立看板 許可期間：1月

a ≤ 2m
b ≤ 1m
h ≤ 0.3m

■ アドバルーン 許可期間：許可地域では1月（その他の地域・地区は1週間）

・1敷地につき1個まで
※風圧に耐えるようしっかりと係留すること。

■ 広告旗 許可期間：1月

S ≤ 2 m²

※許可期間が1週間~1月の屋外広告物のうち、良好な管理が行われていると特に認められるものは、許可期間を最大3年まで延長することができます。

■ バス停利用 許可期間：3年間

S ≤ 1/3S'

■ 消火栓標識利用 許可期間：3年間

・ a ≤ 0.4m
・ W ≤ 0.8m
・ h ≥ 4.5m(車道上)、2.5m(歩道上)

■ 電柱・街灯柱等利用 許可期間：3年間

【巻付・塗布】

・ a ≤ 1.8m
・ h ≥ 1.2m
・ 1本につき1個まで

【袖付】

・ a ≤ 1.5m
・ W ≤ 0.8m
・ h ≥ 4.5m(車道上)、2.5m(歩道上)

■ 屋上広告物 許可期間：3年間

【屋上設置】

- ・ h ≤ 2/3 h'
- ・ H ≤ 50m

【構造物*利用】

- ・ S < 1/2S'
- ※各壁面

※構造物とは階段室、昇降機等の設備を指します。

■ 定期路線バスの外面利用 許可期間：3年間

形態意匠の基準、及び交通安全の観点から、電光表示・反射素材等に関する基準があります。詳細はお問い合わせください。

■ 壁面広告物（各壁面の表示面積割合の上限） 許可期間：3年間

【商業地域等*】

S ≤ 3/5S'

※商業地域等*の定義は欄外参照

【左記以外】

S ≤ 1/3S'

■ 突出広告物 許可期間：3年間

- ・ S ≤ 20 m² (合計)
- ・ W ≤ 1.0m
- ・ h' ≥ 2.5m(歩道上)、4.5m(車道上)

■ 独立広告物 鉄道・道路*からの展望目的のもの 許可期間：3年間

- ・ H ≤ 10m (広告板)、30m (広告塔)
- ・ S ≤ 100 m² (1面あたり)
- ・ 広告物相互距離 ≥ 50m
- ・ 鉄道・道路までの距離 ≥ 100m
- ※「道路」とは国道又は主要地方道とします。

■ 上記以外の独立広告物 許可期間：3年間 ※商業地域等*の定義は欄外参照

- 【商業地域等*】
- ・ H ≤ 5m (広告板)、30m (広告塔)
- 【商業地域等*以外】
- ・ H ≤ 5m (広告板)、15m (広告塔)
- ・ S ≤ 50 m² (1面あたり)
- ・ 広告物相互距離 ≥ 5m (広告板)、15m (広告塔)

※許可地域では、1敷地に表示できる表示面積の上限はありません。

※屋上広告物、壁面広告物、突出広告物、及び独立広告物の許可基準は地域・地区によって異なります。本地域以外の内容は別途確認してください。

※本制度において、「商業地域等*」とは次の地域をいいます。
①都市計画法に規定する近隣商業地域、商業地域 ②都市計画法による用途地域の定めのない地域にあっては、駅、バスターミナル、空港、市役所又は事務所及び事業所等がおおむね20戸以上連たんしている地区を中心として半径200m以下の地域。

■ 1敷地の考え方

「1敷地」とは、土地の契約内容や所有権又は分筆の有無だけでは判断せず、土地の利用実態に応じて、個別に判断します。

したがって、共通の目的で利用される土地すべてを1敷地と判断します。

なお、その中に公道など利用目的が異なる敷地がある場合は、一敷地とは判断しません。



■ 面積の算定方法

・矩形以外の屋外広告物の表示面積の算定は、最も突出している線を算定のための外線とし、矩形に置き換えて算定します。

【右図「びあの教室」の例】
表示面積 = a × b



■ 大規模広告物の景観影響評価

大規模広告物（地上から高さ10mを超え、かつ表示面積合計50 m²超の屋外広告物・掲出物件）の表示の際には、許可申請の前に「古都太宰府の風景」への影響について、事前協議が必要です。詳しくは「太宰府市屋外広告物等に関する制度の手引き」p10等をご覧ください。

手続きが必要になりました！

■ 特例制度

太宰府市景観・市民遺産審議会は、景観・市民遺産に関する事項を審議する付属機関で、有識者・関係団体・市民代表によって組織しています。許可基準に満たない場合でも、この審議会で「太宰府の良好な景観形成に寄与する」と特に認めた場合は、特別に許可することができます。

■ 埋蔵文化財の事前協議

太宰府市で地面を掘削する広告物（独立広告物）を設置する場合は、埋蔵文化財の事前協議が必要です。詳細は文化財課にお問い合わせください。